

○保育所等訪問支援給付費

基本部分		注	注	注	注	注	注
		専門職員が支援を行う場合	児童発達支援管理責任者の員数が基準に満たない場合(1日につき)	通所支援計画が作成されない場合	身体拘束廃止未実施減算	一人の訪問支援員が複数の障害児に支援した場合	特別地域加算
保育所等訪問支援給付費	(988単位)	+679単位	減算が適用される月から4月目まで × 70/100 5月以上連続して減算の場合 × 50/100	減算が適用される月から2月目まで × 70/100 3月以上連続して減算の場合 × 50/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算	× 93/100	+15/100
初回加算		(1月につき200単位を加算)					
家庭連携加算(月2回を限度)	イ 1時間未満	(1回につき187単位を加算)					
	ロ 1時間以上	(1回につき280単位を加算)					
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき150単位を加算)					
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×79/1,000)					
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×58/1,000)					
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×32/1,000)					
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +ハの90/100)					
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +ハの80/100)					
福祉・介護職員処遇改善特別加算		(1月につき +所定単位×11/1000)					
		注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することし、併給不可					
		注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することし、併給不可					